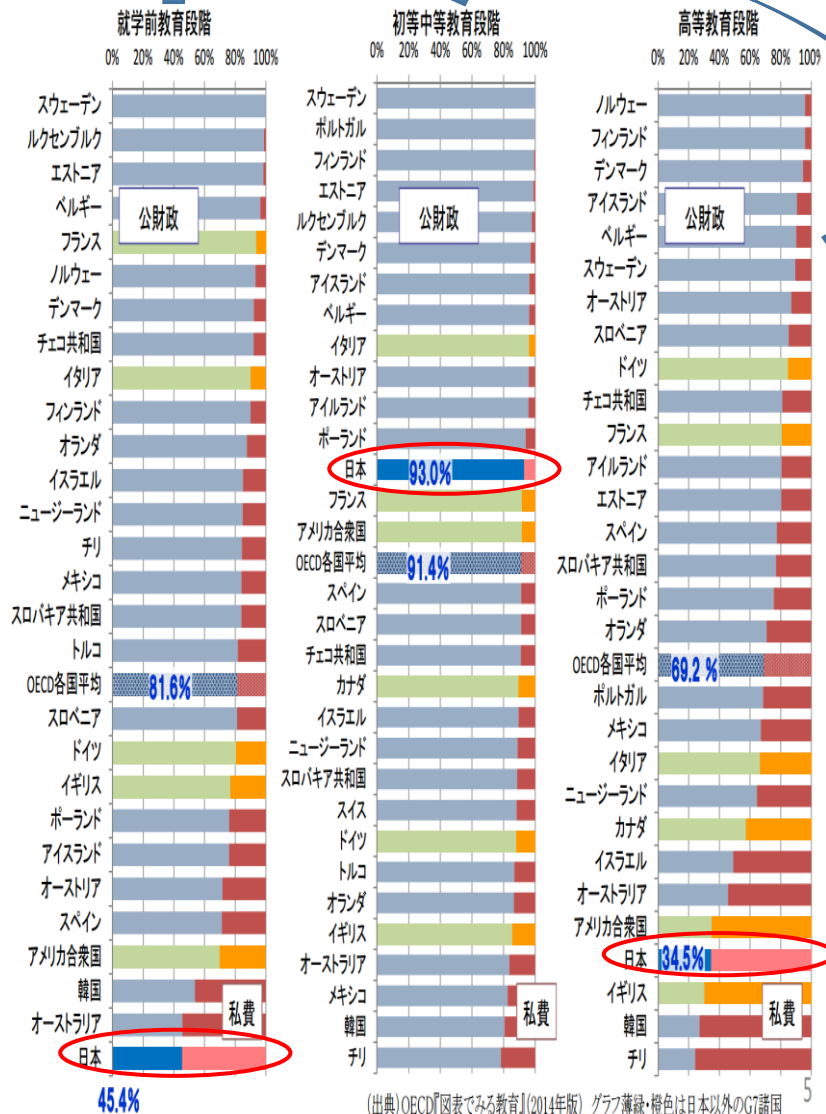


教育無償化法案

【教育無償化等制度改革の推進に関する法律案〔新規立法〕】



幼児(就学前)教育：
所得に応じ負担軽減

※ 幼児教育… 幼稚園・こども園における教育のほか、保育所における保育を含む。

原則負担なし



私立の小・中学校：
自己負担

原則負担なし

※授業料が一定額を超える私立学校には支援額の上限等を設ける。



高校等： 所得に応じ負担軽減
大学等： 自己負担

国公立：負担なし

私立：原則負担なし



※ 専修学校等の課程については、我が国の公教育と同様に体系的・組織的に行われるものであれば対象とする。

- 1) 政権交代を越えて
- 2) 立法不作為は違法

憲法改正

1. 学校教育の無償化

現行憲法の「義務教育の無償」を拡充し、「法律に定める学校における教育」はすべて「公の性質」を有するものであり、幼児期の教育から高等教育に至るまで、法律の定めるところにより、無償とする。

2. 教育の機会均等の明確化

国民の教育を受ける権利に関し、経済的理由によってその機会を奪われない旨を明確にする。